

海南省総合計画審議会条例

平成17年7月15日

条例第167号

(設置)

第1条 海南省総合計画条例(平成29年海南省条例第11号)第5条の規定による市長の諮問に応じ、同条例第2条第1号に規定する総合計画の策定又は変更について調査審議するため、海南省総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 市民団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による者

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る調査審議が終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議出席)

第6条 会長が必要と認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年12月21日条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月18日条例第1号)

この条例は、平成22年5月1日から施行する。

附 則(平成22年3月18日条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月29日条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。